年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会 令和5年6月22日答申分

〇答申の概要

 (1)年金記録の訂正の必要があるとするもの
 O件

 国民年金関係
 O件

 厚生年金保険関係
 O件

 (2)年金記録の訂正を不要としたもの
 1件

 国民年金関係
 1件

 厚生年金保険関係
 O件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第 2200306 号 厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第 2300007 号

第1 結論

昭和58年*月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号:

生 年 月 日 : 昭和38年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和58年*月から昭和61年3月まで

私は、大学生のとき、親元を離れ県外に住んでいたが、住民票は実家のA市に置いていた。20歳になる頃、仕事で年金関係のこともしていた父親から国民年金には加入しなければならないと言われ、私が20歳になってすぐに両親がA市役所で加入手続を行ってくれ、保険料についても両親が納付してくれていた。在学中、実家に電話をする度ごとに年金の支払が来たから払っておいたと聞いており、記録がないはずはないので、請求期間について、保険料を納付した期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る国民年金の加入手続及び請求期間に係る保険料を納付してくれたとする両親について、父親は厚生年金保険被保険者であり、母親は国民年金の任意加入対象者であったところ、母親は、昭和43年5月に任意加入被保険者として国民年金に加入している上、国民年金加入期間において未納はなく、国民年金に係る諸手続も適正に行われていることを踏まえると、両親の年金制度に関する意識は高かったことがうかがえる。

しかしながら、請求者から提出された年金手帳記載の国民年金手帳記号番号については、オンライン記録によると、平成5年7月21日付けで、初めて被保険者資格を取得する事務処理(資格取得日は、直近で厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成5年3月20日)が行われていることから、この頃に国民年金の加入手続が行われ、当該国民年金手帳記号番号がB市において払い出されたものとみられる。このため、請求期間については年金制度に未加入とされているが、このことは、請求者の年金手帳において、初めて国民年金の被保険者となった日が平成5年3月20日とされていることと符合する。

また、請求期間の保険料を納付するためには、上述の平成5年7月頃に払い出された国民年金手帳記号番号とは別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、請求期間に、A市において国民年金手帳記号番号が払い出された者の氏名を確認しても、請求者の氏名はなく、オンライン記録により、請求者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある読み方等を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、紙台帳検索システムによると、請求者が、請求期間当時、住民票の住所地としていたとするA市及び居住していたとするC市のいずれにおいても、請求者に係る国民年金被保険者名簿等の帳票類は索出されないほか、A市及びC市は、請求者に係る国民年金の記録はない旨回答していることから、請求期間について国民年金加入手続が行われ、保険料が納付された形跡がうかがえない。

加えて、請求者は、請求期間において大学生であった旨陳述しているところ、 大学生は、制度上、平成3年3月までは国民年金の任意加入対象者であり、加入 義務まではなかった上、オンライン記録によると、妹についても、大学生であっ たとする期間において国民年金に加入した記録は、請求者と同様に見受けられない。

このほか、両親が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。